

○香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）の手續等に関し必要な事項を定める。

(審判請求の対象者)

第2条 市長は、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある者であつて、その配偶者及び2親等内の親族（以下「2親等内親族等」という。）がいないもの又は2親等内親族等はいるが当該親族等の虐待を受けている等の理由により当該親族等による審判請求が期待できないもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）について、審判請求を行うものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

(2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(4) 生活保護法第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(審判請求の種類)

第3条 市長が行う審判請求は、次のとおりとする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

(2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判

(3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

(4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判
(審判請求の判定基準)

第4条 市長は、審判請求を行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 配偶者及び2親等内の親族（以下「2親等内親族等」という。）の存否及び当該2親等内親族等による対象者の保護の可能性
- (3) 対象者又は2親等内親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 審判請求を行うことが対象者の福祉の増進につながる可能性
(市長に対する審判請求の要請)

第5条 次に掲げる者は、市民が審判請求を必要とする状態にあると判断したときは、市長に対して審判請求を行うことを要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の施設長
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設の施設長
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の施設長
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の院長又は同条第2項に規定する診療所の所長
- (6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の所長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審判請求を必要とする者の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前項の規定による要請は、成年後見制度に係る審判請求要請書（様式第1号）によるものとする。

(審判請求の決定)

第6条 市長は、前条の規定による要請があった場合においては、香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和4年告示第41号）第6条に規定の成年後見制度利用調整会議を経て決定を行い、その結果について、成年後見制度に係る審判請求要請決定（却下）通知書（様式第2号）により、同条の規定による審判請求の要請をした者に通知するものとする。

(審判請求の手続)

第7条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第8条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第9条 市長は、対象者がその収入、預貯金及び即時に換金が可能な資産の合計額から当該審判請求費用の支払をしてもなお生計を維持することができることを認めるときは、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の規定による費用負担命令の申立てをしなければならない。

2 市長は、前項の申立てが認められたときは、対象者に対し、審判請求費用の全部又は一部を求償するものとする。

(補則)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

資料2

○香美市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進を図るために、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度の後見、保佐及び補助開始等の審判の請求、その他の費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象者 この告示により助成をうけることのできる者
- (2) 審判請求 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求
- (3) 審判請求費用 審判請求において家庭裁判所に予納すべき費用
- (4) 成年後見人等 民法(明治29年法律第89号)第843条、第849条、第876条の2、第876条の3、第876条の7又は第876条の8の規定により家庭裁判所が選任した成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (5) 報酬等費用 成年後見人等に対する報酬の支払に係る費用
- (6) 成年被後見人等 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長又は本人若しくは4親等以内の親族が行う審判請求により家庭裁判所により成年後見人等が選任された者
- (7) 保険者等 次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険者
 - イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険者
 - ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施機関
 - エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による入所措置の実施機関
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)による給付の決定機関
 - カ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による入所措置の実施機関

(報酬等費用の助成対象者)

第3条 報酬等費用の助成対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす成年被後見人等とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81条)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者(市内の施設等への入所、入居又は入院(以下「入所等」という。)に伴って転入した者であって保険者等が香美市以外のものを除く。)

イ 市外の施設等への入所等に伴って転出した者であって保険者等が香美市である者

(2) 次のアからウのいずれかの要件に該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であること

イ 市町村民税非課税世帯に属している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当すること

(ア) 預貯金、現金及び有価証券等の合計金額(以下「預貯金等の額」という。)が、家庭裁判所の決定した報酬額に30万円を加えた額を下回ること

(イ) 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に容易に処分できる資産がないこと

ウ 香美市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第4条第3項に定める措置の決定を受けた者のうち、次に掲げる要件の全てに該当すること

(ア) 預貯金、現金及び有価証券等の合計金額(以下「預貯金等の額」という。)が、家庭裁判所の決定した報酬額に30万円を加えた額を下回ること

(イ) 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に容易に処分できる資産がないこと

(3) 香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱(令和4年告示第〇〇号)に基づく市長による審判申立てを行った者又はそれに準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が成年被後見人等の親族である場合は助成の対象としない。

(助成対象期間)

第4条 報酬等費用に係る助成の対象期間(「助成対象期間」という。)は、報酬の付与の審判に記載された報酬期間のうち、成年被後見人等が前条第1項各号に該当している期間とする。

2 報酬の付与の審判に記載された報酬期間の開始日が月の途中の場合は、当該月については1月とみなす。

3 前条第1項第2号ウに該当することによって助成対象者となる者にあつては、前2項の規定に係らず、当該措置期間を助成対象期間とする。

(助成の額)

第5条 報酬等費用に係る助成額については、別表に定める助成の上限月額に助成対象期間(月数)を乗じた額と家庭裁判所審判により決定された報酬付与額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)との差額を助成する。ただし、算出された助成額に100円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、報酬助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 本要綱第3条に該当することが分る書類。

(2) 家庭裁判所が発行する報酬付与の審判に係る決定通知書の写し

(3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の作成日から当該申請の日までの預金通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、報酬付与の審判の日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

(決定・支払い)

第7条 市長は前条の申請書及び添付書類の内容を審査したうえ、助成金の交付の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 助成金について交付決定を受けた者は、助成金請求書（様式第3号）により、前項の通知を受けた日から30日以内に市長に請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 助成金の交付の決定を受けた成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況の変化があった場合は、速やかに資産状況等変更報告書（様式第4号）によりに報告しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第10条 市長は、助成対象者等が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

成年被後見人等の生活の場	助成の上限月額
在宅	28,000円
施設	18,000円

助成対象期間中に在宅の期間と入所等の期間が混在している月については、当該月は在宅の期間

とみなす。

○香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症、知的障害、精神障害等の理由により、財産の管理又は日常生活に支障がある者が、成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、権利を擁護することにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、市民後見人及びこれらの後見監督人をいう。
- (2) 中核機関 成年後見制度に関して、専門的助言等の支援の確保及び権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関
- (3) 地域連携ネットワーク 認知症、知的障害、精神障害等の理由で財産の管理又は日常生活等に支障がある者を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みをいう。

(設置及び運営)

第3条 中核機関の設置主体は香美市とし、市長は中核機関の運営を行う。

- 2 中核機関に関する庶務は、福祉事務所が香美市地域包括支援センターと連携して行う。

(中核機関の業務)

第4条 中核機関は、市民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護を必要とする市民を速やかに適切な支援につなげられるよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報及び啓発 成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催等、市民、関係団体等を対象として、成年後見制度に関する幅広い広報及び周知・啓発を行う。
- (2) 相談及び成年後見制度利用支援 権利擁護支援に関する相談に応じるとともに、成年後見制度の利用が必要な場合に適切に利用できるよう支援を行う。
- (3) 親族後見人の支援 親族後見人に対し、個別相談支援、成年後見制度に関する情報提供及び支援体制の整備を行う。
- (4) 市民後見人の養成、活動支援 市民後見人を養成する事業を実施するとともに、活動支援を行う。
- (5) 香美市権利擁護連携協議会への報告 香美市における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項の調査審議及び中核機関による事業の透明性、公平性を確保するため、香美

市権利擁護連携協議会に対し、運営・活動方針、事業計画等について報告を行う。

(6) 地域連携ネットワークの構築 身近な地域で権利擁護支援に携わる関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築する。

2 市長は、中核機関の業務の一部又は全部を適切に行うことができると認められる外部機関に委託することができる。

(成年後見制度利用促進検討会)

第5条 中核機関に成年後見制度の利用促進に関する施策及び関係機関や地域の専門職との相互連携体制の整備を検討する成年後見制度利用促進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 検討会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

(1) 中核機関の活動方針に関すること。

(2) 高齢者及び障害者に係る成年後見制度の利用促進に係る地域課題に関すること。

3 検討会は、次に掲げる団体、機関等の代表者等をもって構成する。

(1) 社会福祉協議会

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談事業の受託事業所

(3) 高齢介護課

(4) 福祉事務所

(5) 香美市権利擁護連携協議会

(成年後見制度利用調整会議)

第6条 中核機関に後見制度の利用の適否並びに市長が行う後見、保佐及び補助開始の審判の請求手続き開始の適否について協議する成年後見制度利用調整会議を置く。

2 成年後見制度利用調整会議は、高齢者にあつては高齢介護課長が、障害者にあつては福祉事務所長が招集し、事例に応じて招集する関係機関を選定する。

(対象者)

第7条 中核機関の支援の対象者は、認知症、知的障害、精神障害等の理由で財産の管理又は日常生活等に支障がある者で香美市に在住若しくは住所地特例等により香美市が支援する者又はその者の親族、支援関係者若しくは成年後見人等とする。

(守秘義務)

第8条 中核機関の業務に従事する者は、利用者及びその家族等関係者の個人情報取り扱いに万全を期するとともに、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第5章 香美市成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度について

——成年後見制度ってどんな制度？——

一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神上の障害がある人等、財産管理や身上保護等[※]の法律行為を一人で行うのが難しい人に対して、契約や手続きを支援する制度のことです。自分に不利益な契約を誤って結んでしまう悪質商法等の被害を防ぐためにも、一人で決めることに不安を抱えている人は、成年後見制度の利用を検討しましょう。

※財産管理：預貯金、不動産等の管理、相続手続等

身上保護：介護・福祉サービスの利用契約、施設等入所・入院の契約、履行状況の確認等

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて「任意後見制度」と「法定後見制度」に分けられます。どちらも財産管理や身上保護等の法律行為を本人に代わって行う「成年後見人」として、本人の親戚、福祉・法律の専門家、福祉関係の公益法人等を選任します。

任意後見制度

将来的に、財産管理や身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しくなった時に備え、本人の判断能力が十分あるうちに、あらかじめ任意後見人と、代わりにしてもらいたい契約行為（任意後見契約）等を決めておく制度。

法定後見制度

加齢や障害等によって、既に一人で決めることが難しい場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選任される制度。

補助：重要な手続・契約の一部について、一人で決めることが心配な場合

補佐：重要な手続・契約について、一人で決めることが難しい場合

後見：原則すべての法律行為について一人で決めることが明らかに困難な場合

2. 背景

少子高齢化の更なる進行によって、一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神上的の障害がある人等、財産管理や身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しい人への支援ニーズは今後も高まる一方、成年後見制度を理解・活用している事例は依然として少ない状況にあります。このような状況をふまえ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を促すような取組について、各市町村が進んで検討し、施策に関する市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

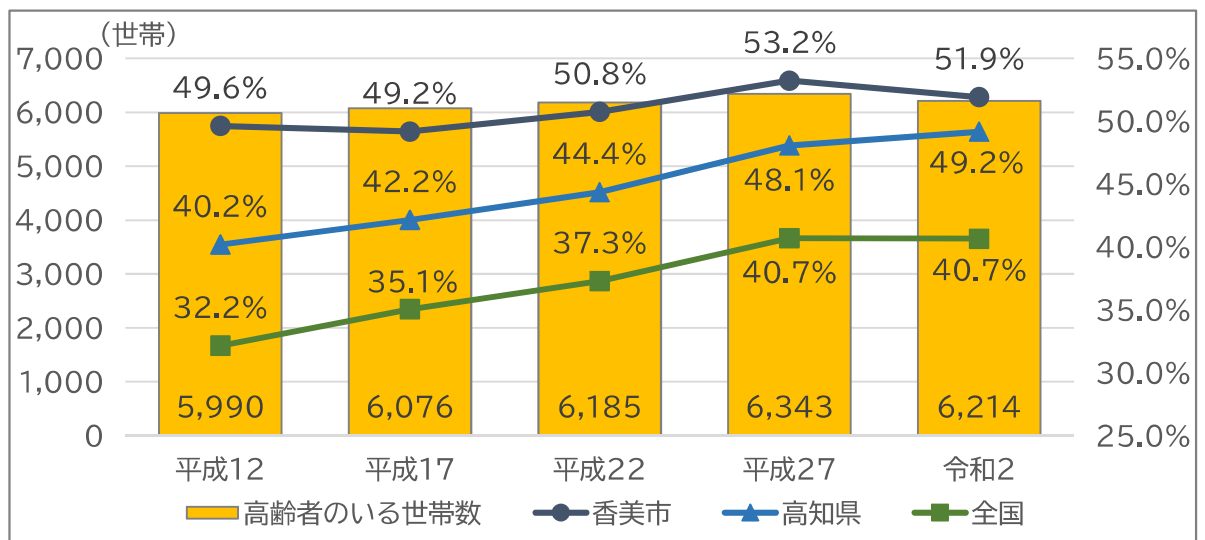
本市においても、高齢化率は今後更に増加していくことが見込まれ、認定者に占める認知症高齢者自立度1以上の割合も9割を超えた状態で高止まりしている等、支援を必要とする人が増加していくことが見込まれます。成年後見制度の普及・啓発に努め、支援を必要とする人の制度利用と、その後の継続的な支援を促していけるような体制を検討していく必要があります。

3. 本市の現状(第2章掲載内容 抜粋)

◎高齢者のいる世帯数と世帯総数に占める割合の推移<全国・高知県・香美市>

高齢者のいる世帯数は、平成27(2015)年をピークに減少しており、令和2(2020)年には6,214世帯になっています。

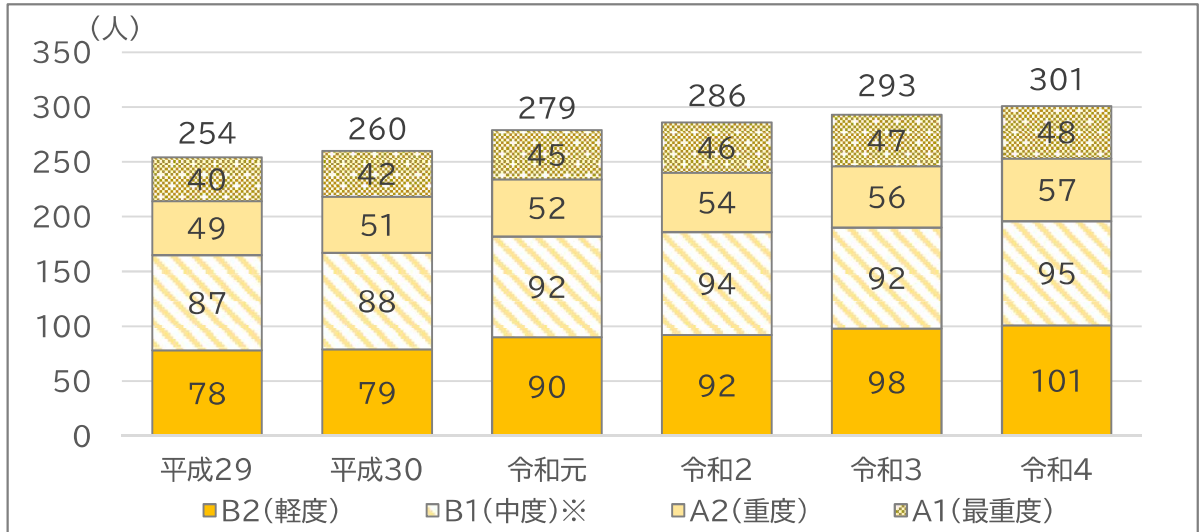
全国・高知県と比較すると、香美市では令和2年の世帯総数に占める割合が51.9%と高くなっています。また、高知県は平成12(2000)年以降、一貫して増加している一方、香美市は平成27年をピークに減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

◎療育手帳所持者数の推移

療育手帳（児童相談所等で知的障害があると判定された方に交付される手帳）所持者数は、平成29（2017）年以降、一貫して増加し、令和4（2022）年には301人になっています。等級別所持者数をみると、B2（軽度）が最も多く、次いでB1（中度）、A2（重度）の順になっています。

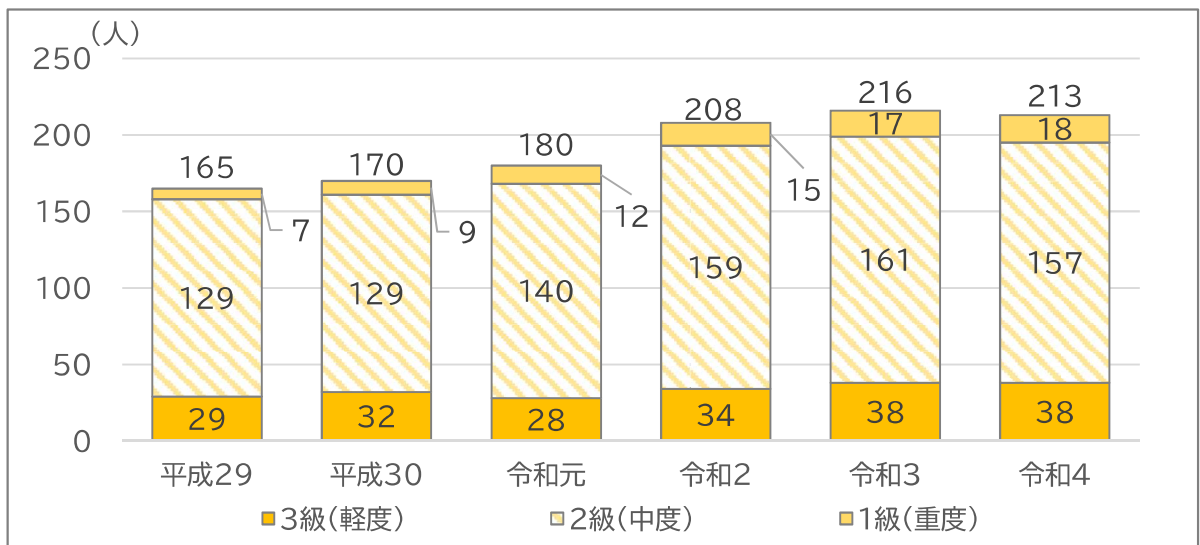


※旧基準(平成19年改正前)「B」の人は、「B1」に含める。

出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳（一定程度の精神障害の状態にあることを認定された方に交付される手帳）所持者数は、平成29年以降増加し、令和3（2021）年の216人をピークに、横ばい傾向にあります。等級別所持者数をみると、2級（中度）が最も多く、令和4年には157人になっています。

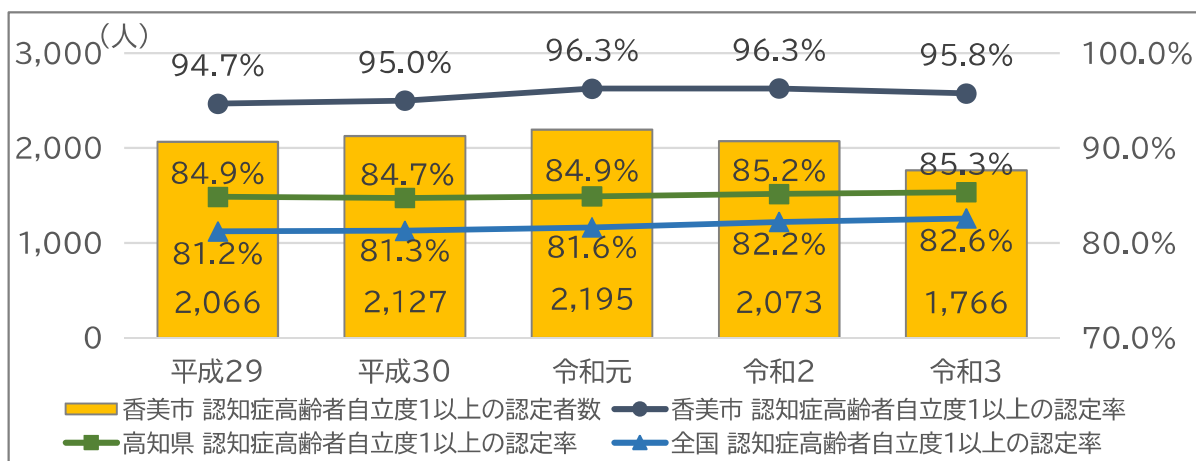


出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎認知症高齢者数の推移<全国・高知県・香美市>

認知症高齢者自立度1以上の要介護認定者数(認知症高齢者数)は、令和元(2019)年をピークに減少し、令和3年には1,766人になっています。

全国・高知県と比較すると、香美市では認知症高齢者自立度1以上の認定率が非常に高く、高知県の85.3%と比べ、約10ポイント高くなっています。



出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」(各年10月31日現在)

◎成年後見制度の利用にかかる市長申立件数の推移

成年後見制度の利用にかかる市長申立件数は、平成29年度から令和3年度にかけて10件未満で推移しています。内訳をみると、高齢者からの市長申立件数が多くなっています。

	(年度)				
	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3
市長申立件数(高齢者)	2	7	3	9	5
市長申立件数(障害のある人)	0	1	1	0	0
総数	2	8	4	9	5

出典：香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

4. 基本方針

日常生活や財産管理に支障がある人たちも、成年後見制度をはじめとした支援制度を適切に利用し、地域の中で自分らしく生活していけるように、地域社会全体で支えあう支援体制を検討していきます。困難を抱える人たちにいち早く気づき、迅速に対応していけるような地域連携ネットワークを整備し、既存の保健医療・福祉分野での連携に司法も含めた多分野連携の仕組みを検討していきます。

5. 「チーム」・「協議会」・「中核機関」の機能

(1) 「チーム」の機能

「チーム」とは、ふだんから協力して本人を見守り、本人の意思や生活状況を継続的に把握することで、本人が必要とする対応を取る仕組みのことを言います。成年後見制度利用前には、権利擁護支援が必要な人を早期発見する機能を果たし、制度利用後には、成年後見人と協力して本人の意思や状況を継続的に把握できるよう対応する役割を担っています。

チームは、本人の親戚、主治医をはじめとした医療関係者、介護支援専門員をはじめとした介護・福祉分野の専門職・施設等、民生委員、ご近所の人、ボランティア等、地域で関わる様々な人たちが構成されています。本市でも、上記をはじめとした地域社会に関わる様々な人たちが権利擁護支援を必要とする人たちを支え、「チーム」となって対応していきます。

(2) 「協議会」の機能

「協議会」とは、「チーム」に対して必要な支援が行えるように、法律・福祉分野の専門職団体や関係機関が連携し、進んで協力できる体制づくりを進めるための合議体です。困難な事例に対し、個別ケース会議等を開催できる体制の整備や、権利擁護に関する家庭裁判所との情報共有・調整を行います。

本市では、令和2年度より権利擁護連携協議会を設置し、高齢者や障害のある人への虐待防止と差別解消、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めています。これまで、協議会では、成年後見制度利用促進検討部会を設置し、中核機関(次項で説明)の設置に向けて協議を重ねてきました。令和5(2023)年度以降も中核機関と連携して、地域課題への対応策を検討しています。

(3) 「中核機関」の機能

「中核機関」とは、地域連携ネットワークの事務局的な機能を担う機関で、成年後見制度の広報（広報機能）、制度利用にあつたての相談や調整（相談機能）、後見人の受任調整・市民後見人等の担い手育成・日常生活自立支援事業等の関連制度からの移行支援（成年後見制度利用促進機能）、親族後見人や市民後見人等への支援（後見人支援機能）、及び後見人による不正防止に関する取組（不正防止効果）といった役割を担います。

本市では、令和5年4月より福祉事務所を事務局として、地域包括支援センターと連携して中核機関を設置し、成年後見制度を利用したい方への相談（相談機能）、及び地域の専門職と連携した後見人への支援（後見人支援機能）に取り組んでいきます。また、社会福祉協議会と協力し、成年後見制度の広報・啓発（広報機能）に取り組んでいきます。

なお、成年後見制度利用促進機能及び不正防止効果は、今後段階的に整備していくこととします。

中核機関では、成年後見制度の利用や市長申立の適否を協議する場として、成年後見制度利用調整会議を設け、チームの構成員とともに本人の自己決定の尊重を図りながら、必要となる支援の提供に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に関する施策や、関係機関や地域の専門職との相互連携体制の整備を検討する成年後見制度利用促進検討会を設置し、中核機関の活動方針や成年後見制度の利用促進に係る地域課題について協議していきます。

6. 成年後見制度利用促進に関する取組

(1) 成年後見制度に関する広報・周知

【事業名「権利擁護に関する事業等の周知・啓発」に対応(p.72)】

住民調査では、権利擁護（成年後見制度・日常生活自立支援事業等）について「名前を聞いたことがあるが、制度や事業の内容までは知らない」の割合が最も高く、事業の目的や利用方法も含めた制度全体の周知が必要だと言えます。

そこで、成年後見制度等の広報に加えて、あつたかふれあいセンター事業と連携し、制度利用に向けての啓発活動を社会福祉協議会と協力して取り組んでいきます。

(2) 成年後見制度の利用に関する相談支援体制の強化

【事業名「人権侵害に対する相談支援体制の強化」に対応(p.71)】

福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域活動支援センター「香美」等の相談機関において、成年後見制度の利用に関する相談支援を推進します。また、成年後見制度の利用のみならず、権利擁護やその他生活全般に必要な支援についても併せて検討し、生活していくうえでの課題全般に対して迅速に対応していくように努めます。

(3) 成年後見制度の利用者と成年後見人への支援体制の整備

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

成年後見制度の利用にあたり、既に制度を利用している人や後見人に対しての支援に向けて、法律・福祉分野の専門職や家庭裁判所等と連携し、専門的な知見を取り入れていきます。

成年後見人と地域の様々な関係者がチームとなって連携し、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応していけるような体制づくりと、権利擁護連携協議会に関わる様々な団体間の連携強化を図ります。

(4) 申立ての支援

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、本人や親戚から申立てすることが難しい場合に、市長が本人や親戚に代わって、家庭裁判所に対し後見開始等の審判の申立てを行うことができます。本市でも、このような市長申立ての支援を行っており、今後も継続して実施します。

また、申立てに要する費用や、成年後見人等への報酬を支払うための経済的余裕が十分でない方に対して費用を助成する制度を運用しており、今後も継続して実施します。

(5) 成年後見人に関する情報提供と法人後見人の受任

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

社会福祉士会等の職能団体に所属する第三者後見人の候補者を紹介することができるような体制の整備に向けて検討していきます。また、社会福祉協議会が法人後見事業に取り組みます。